

大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付申請書
（既存住宅断熱改修用）

大和市長 あて

申請者名 (法人・団体の場合はその名称及び 代表者の職・氏名)	(フリガナ)
申請者住所 (現住所・転送不要郵便が届く住所) (法人・団体の場合は主たる事務所の所在地)	〒 -
電話番号1	- -
電話番号2 (任意・日中連絡のとれる番号)	- -
メールアドレス (任意)	
部署名／担当者名 (法人・団体の場合)	部署名 担当者名

大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。
 なお、申請資格の審査において、大和市税等の納付状況を確認することを承諾します。
 また、暴力団等との関係を有していないことを誓約し、説明を求められた際には誠実に対応いたします。

1. 申請する設備等	既存住宅断熱改修		
2. 工事対象住宅	住所	〒 - 大和市	
	住宅所有者氏名 (共有名義は全員の氏名)		
3. 申請の区分と 工事予定	☐ 戸建住宅	工事着手予定日 年 月 日	工事完了予定日 年 月 日
	☐ 集合住宅 (個別)	工事着手予定日 年 月 日	工事完了予定日 年 月 日
	☐ 集合住宅 (全体)	工事着手予定日 年 月 日	工事完了予定日 年 月 日
4. 導入する高性能建材	☐ 断熱材 ☐ 窓 ☐ ガラス ☐ 玄関ドア		
5. 交付申請額合計	, 000 円		

6. 補助要件（申請者が確認をしてください。）

次の補助要件をご確認いただき、同意される場合はチェック欄へチェックをしてください。☑

■ 申請書提出から交付決定まで1ヶ月程度かかります。交付決定前に対象設備等の工事に着手された場合、補助金を交付できません。	☐
■ 申請者等（※）が大和市の市税等に滞納がある場合、補助金を交付できません。	☐
■ 申請者等が暴力団等である場合、補助金を交付できません。	☐
■ 申請する設備等が、国の他の負担金または補助金の交付を受けている場合、本補助金を交付できません。	☐
■ 実績報告書を、完了日の翌日から起算して60日を経過した日、又は申請年度の2月20日のいずれか早い日までに提出されない場合、補助金を交付できません。	☐ ⇒
■ 次の要綱及び規則に違反する場合、補助金を交付できません。 ・ 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)交付要綱 ・ 大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱 ・ 大和市補助金交付規則	☐
■ 申請する設備等が各種法令等に遵守した設備ではない場合、補助金を交付できません。	☐
■ 交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録は行えません。	☐
■ 上の補助要件並びに次の要綱及び規則に違反する場合、補助金返還の義務が生じます。 ・ 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)交付要綱 ・ 大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱 ・ 大和市補助金交付規則 を理解し認めます。	☐

※「申請者等」とは、申請者、補助事業に係る設備等を設置する住宅の所有者等のことです。

大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付申請書
(既存住宅断熱改修用)

大和市長 あて

申請者名 (法人・団体の場合はその名称及び 代表者の職・氏名)	(フリガナ) ダンネツ ショウタロウ 断熱 省太郎
申請者住所 (現住所・転送不要郵便が届く住所) (法人・団体の場合は主たる事務所の所在地)	〒 242 - 0001 大和市下鶴間●-●-●
電話番号1	046 - ●●● - ●●●●
電話番号2 (任意・日中連絡のとれる番号)	090 - ●●● - ●●●●
メールアドレス (任意)	●●●●●●@●●●●●.●●
部署名/担当者名 (法人・団体の場合)	部署名 担当者名

★書き損じた場合には、該当箇所に取り消し線(二重線)を引き、修正してください。
修正液や修正テープを使用された場合は、書き直しとなります。(他の様式等も同様です。)

また、暴力団等との関係を有していないことを誓約し、証明を求められた際には誠実に対応いたします。

1. 申請する設備等	既存住宅断熱改修	所有者全員の氏名を記入 管理組合等の代表者が集合住宅(全体)を申請する場合は、 「代表者1名の氏名 他●人」とし、別に「改修対象住戸全所有	
2. 住所	住所	〒 242 - 0001 大和市 下鶴間●-●-●	
3. 申請の区分と 工事予定	所有者氏名 義は全員	断熱 省太郎、断熱 省子	
3. 申請の区分と 工事予定	☒ 戸建住宅	工事着手予定日 令和●年 ●月 ●日	工事完了予定日 令和●年 ●月 ●日
	☐ 集合住宅 (個別)	工事着手予定日 年 月 日	「既存住宅断熱改修総括表」 の「申請額合計」の値を転記 してください。
	☐ 集合住宅 (全体)	工事着手予定日 年 月 日	
4. 導入する高性能建材	☒ 断熱材 ☒ 窓 ☒ ガラス ☒ 玄関ドア		
5. 交付申請額合計	383,000 円		

6. 補助要件（申請者が確認をしてください。）

申請者が内容を確認の上、
全ての欄にご記入ください。

次の補助要件をご確認いただき、同意される場合はチェック

■ 申請書提出から交付決定まで1ヶ月程度かかります。交付決定前に対象設備等の工事に着手された場合、補助金を交付できません。	☒
■ 申請者等（※）が大和市の市税等に滞納がある場合、補助金を交付できません。	☒
■ 申請者等が暴力団等である場合、補助金を交付できません。	☒
■ 申請する設備等が、国の他の負担金または補助金の交付を受けている場合、本補助金を交付できません。	☒
■ 実績報告書を、完了日の翌日から起算して60日を経過した日、又は申請年度の2月20日のいずれか早い日までに提出されない場合、補助金を交付できません。	☒
■ 次の要綱及び規則に違反する場合、補助金を交付できません。 ・二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)交付要綱 ・大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱 ・大和市補助金交付規則	☒
■ 申請する設備等が各種法令等に遵守した設備ではない場合、補助金を交付できません。	☒
■ 交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録は行えません。	☒
■ 上の補助要件並びに次の要綱及び規則に違反する場合、補助金返還の義務が生じます。 ・二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)交付要綱 ・大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱 ・大和市補助金交付規則 を理解し認めます。	☒

※「申請者等」とは、申請者、補助事業に係る設備等を設置する住宅の所有者等のことです。